

令和8年度

償却資産（固定資産税）申告の手引

市行政につきまして日頃から格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

固定資産税は土地や家屋のほかに、事業用資産である償却資産も課税対象となります。飯田市内に償却資産を所有されている方は、地方税法第383条により毎年1月1日現在に所有する資産を申告していただくことになっています。つきましては、この「償却資産（固定資産税）申告の手引」をご参照いただき、償却資産申告書を作成のうえ、期限までにご提出くださいますようお願いいたします。

事業（農業、不動産業含む）を営まれている方は、該当資産がない場合や資産内容に変更のない場合でもその旨を申告書に記入して、ご提出ください。

申告は令和8年1月16日(金)までにお願いいたします。

※法定の提出期限は2月2日(月)ですが、事務処理上、上記期限までの申告にご協力ください。

○●お知らせ●○

☆ご提出の前に、裏表紙の「申告書類の確認と注意事項」をお読みください。

☆受付印を押印した申告書控えの返送をご希望の場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

切手を貼付した返信用封筒が無い場合は、返送することはできかねますので、あらかじめご了承ください。

☆お近くの自治振興センター（橋北、橋南、羽場、丸山、東野を除く。）へもご提出いただけます。

ただし、自治振興センターでは申告書控えに受付印を押印できません。

☆窓口が混み合う場合がありますので、郵送での提出にご協力をお願いいたします。

申告書のご提出・お問い合わせは

〒395-8501

長野県飯田市大久保町2534番地

飯田市役所 総務部 税務課 資産税家屋係 A棟1階A1窓口

電話（0265）22-4511（代表） 内線 5178

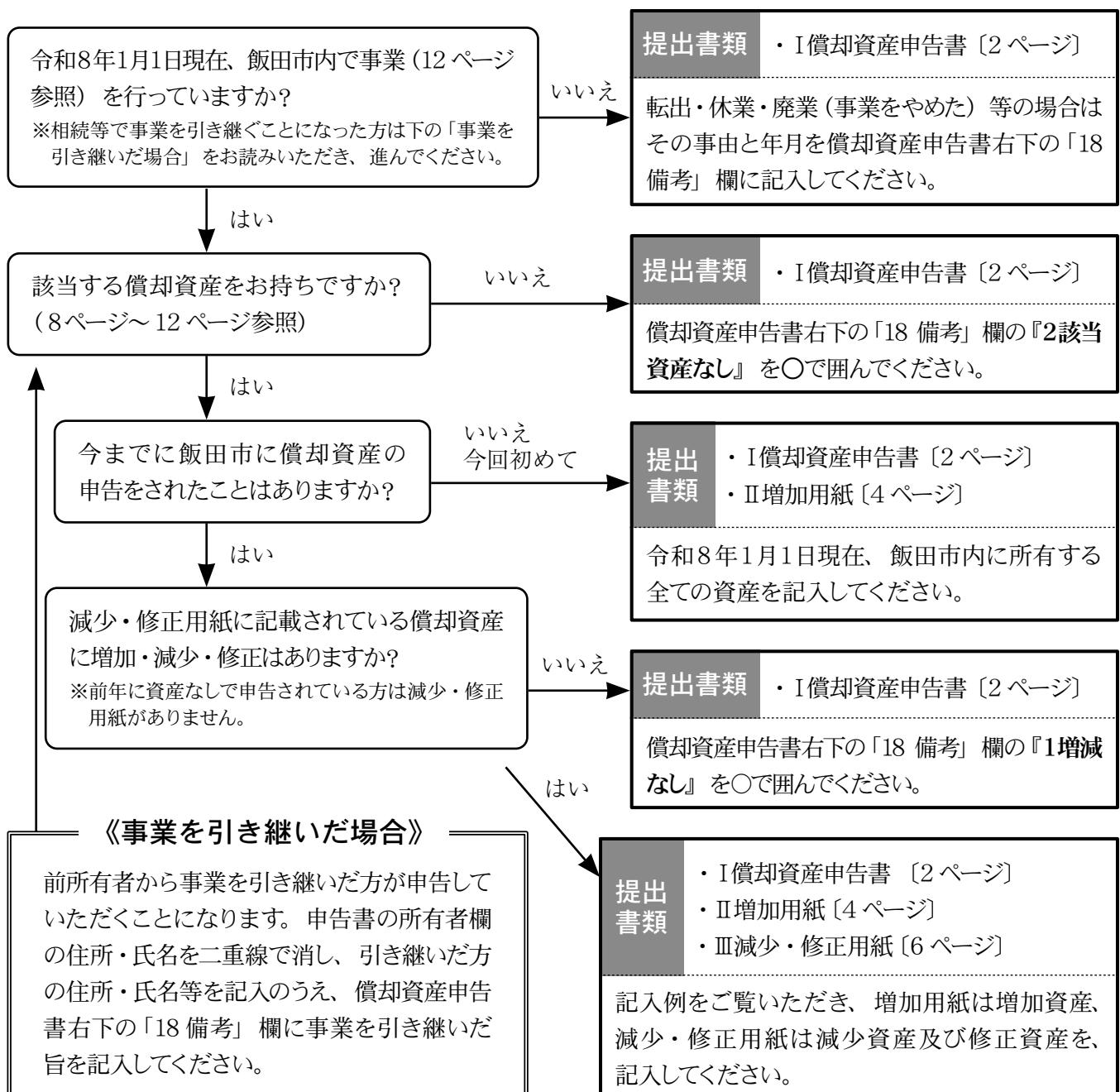
飯田市

目 次

- ◆ 申告の内容と提出書類について 1 ページ
- ◆ 債却資産申告書等の記入例 2 ページ
- ◆ 債却資産について 8 ページ
- ◆ 債却資産の評価について 16 ページ
- ◆ 申告から納税までの流れ 18 ページ
- ◆ 申告書類の確認と注意事項 裏表紙

申告の内容と提出書類について

以下の質問をあてはまる方向に進み、該当する項目の内容を確認して申告してください。



※申告もれ、過年度申告分の修正が生じた場合は最大5年間遡ることがあります。(地方税法第17条の5)
※正当な理由が無く申告をされない場合は過料が科されるほか、虚偽の申告をされると懲役又は罰金に処されることがあります。(地方税法第385条、同法第386条、飯田市税条例第75条)

I 償却資産申告書の記入例

この用紙は複写用紙ではありません。2部同封してありますので、提出用のみ提出してください。

① 《住所・氏名》

個人の方は住民票の住所、法人は本店所在地を記入してください。電話番号を記入し、所有者氏名を確認してください。(法人の場合は代表者名を記入してください。) 変更がある場合は二重線を引き、修正してください。屋号や店舗名がある場合は記入してください。

② 《個人番号・法人番号》

個人番号又は法人番号を記入してください。

個人の方は、提出時に番号確認書類が必要となります。詳細は手引きの裏表紙をご確認ください。

第二十六号様式 (提出用)

8 年级

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

③《応答する者の係及び氏名》《税理士等の氏名》

この申告書を作成した担当者や税理士名、連絡先を記入してください。

④ 《前年前に取得したもの(イ)》

前年までに申告した資産の取得価額の合計。修正の必要はありません。

⑤ 《前年中に減少したもの（口）》

前年中に減少した資産の取得価額の合計。減少・修正用紙（6ページ）にて減少・減額させた資産を種類ごとに合計して記入してください。
※評価額の減価を記入しないでください。

⑥ 《前年中に取得したもの（ハ）》

前年中に増加した資産の取得価額の合計。増加用紙（4ページ）に記入した資産を種類ごとに合計して記入してください。

7. $\langle \text{计}((1)-(2)+(3)) \rangle = \langle \dots \rangle$

令和8年1月1日現在の取得価額の合計を記入してください。

⑧ 《事業所等資産の所在地》

飯田市内の事業所や資産の所在地を記入してください。
太陽光発電設備を所有されている方は経済産業省に認定された際の設備ID、もしくは設備の所在地を記入してください。

⑨ 《借用資産》《事業所用家屋の所有区分》

該当する方を○で囲んでください。また、リース資産がある場合は貸主の名称をすべて記入してください。

10 《備考》

前年から資産の変更がない方は「増減なし」又は「該当資産なし」のどちらかを○で選んでください。

所有者氏名や住所等が変更になった場合は、変更年月を記入してください。

事業継承、廃業、休業、転出等をした場合は、その事由と年月を記入してください。

申告書や納税通知書の送付先を①の住所と異なる住所へ変更したい場合は、送付先住所を記入してください。

II 増加用紙の記入例

この用紙は感圧複写用紙です。提出用、控用の2枚1組となっていますので、提出用のみ提出してください。

昨年度申告された方は、令和7年1月2日から令和8年1月1日までに取得した資産（同期間中に移動又は除却した資産は除く）を記入してください。また、令和7年1月1日以前に取得した資産で、申告する必要のある資産がありましたら記入してください。

初めて申告される方は、令和8年1月1日現在所有している全ての資産を記入してください。

企業電算処理で申告される方は、令和8年1月1日現在、飯田市内に所有する全ての資産の評価額等を正確に算出して種類別明細書（全資産用）を提出してください。

①《年度》・・・今回の申告は「令和8」年度です。

種類別明細書（全資産用・プレ申告用）												
所有者名		③ 1 次のうち 1 次		① 令和8年度		② 申告書等送付番号		⑤ 資産の種類				
② 飯田コーポレーション株		③ 1 次のうち 1 次		① 令和8年度		② 申告書等送付番号		⑤ 資産の種類				
行	資産の種類	物件番号	資産の名称等	数	取引年月	元日取引額	⑧ 取得価額	⑨ 耐用年数	⑩ 減価償却率	課税標準額	税率	増減額
01	1 1	記入する必要はあります	店舗 内装改修工事	1	4 31 4	記入する必要はあります	500000	15				1 R2年度申告漏れ
02	1 1		受変電設備	1	5 7 3		5300000	15				1 土地法附164
03	1 1		アスファルト舗装工事	1	5 7 7		474500	10				1
04	1 1		庭園設備	1	5 7 9		275000	20				1
05	1 2		全自動掃除機	1	5 12		1400000	7				1 R6年度申告もれ
06	1 2		シーラー機	1	5 10	必要はあります	650000	7				1
07	1 2		旋盤 中古	1	5 10		2000000	3				2 中古見積
08	1 2		太陽光発電設備(30キロワット)	1	5 11		8500000	17				1
09	1 5		パワーショベル 〇〇社 〇〇〇〇 11-11	1	4 28 2	必要はあります	9000000	5				5 R7松本支店から
10	1 6		応接セット	1	5 7 4		120000	5				1 租税特措法
11	1 6		レジスター	2	5 7 8		540000	5				1
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
				小計	12		28759500					

注意1：記入する場合は、1.新規、2.減少、3.二重記入であることをご確認ください。
「資産の種類」の欄は、1.建物類 2.機械及び装置 3.耐久性有りの機器類 4.機器、5.工具及び器具 6.その他の機器類を記入してください。
「取引年月」の欄は、3.取引 4.中成 5.新規のいずれかの選択をして記入ください。
「元日取引額」の欄は、元日（1月1日）に取得した額または1ヶ月ごとに算出ください。
「取得価額」の欄は、中成の場合は、取引額、新規の場合は、取引額、既存の場合は、既存額を記入ください。
「耐用年数」の欄は、1.新規 2.中成 3.既存の場合は、耐用年数を記入ください。
「減価償却率」の欄は、1.新規 2.中成 3.既存の場合は、減価償却率を記入ください。
「課税標準額」の欄は、1.新規 2.中成 3.既存の場合は、課税標準額を記入ください。
「税率」の欄は、1.新規 2.中成 3.既存の場合は、税率を記入ください。

②《所有者名》《申告書等送付番号》

所有者名・申告書等送付番号（所有者コード）を記入してください。（申告書を参照）

③《枚のうち 枚目》

提出する増加用紙の合計枚数のうちの該当ページ数を記入してください。

④《異動区分》

「1（増加）」を記入してください。

※増加用紙のため、「2（減少）、3（訂正）」は記入しないでください。

⑤《資産の種類》

資産の種類に記入する番号は以下のとおりです。

1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機
5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品

⑥《資産の名称等》

資産の名称や規格等を記入してください。

⑦《取得年月》

年号は次の数字を記入してください。

昭和「3」、平成「4」、令和「5」

年月は資産を取得した（事業の用に供した）年月を記入してください。ただし、1月1日に取得した場合はその前年の12月を取得年月とし、元日取得には記入しないでください。

⑧《取得価額》

資産取得のために要した額を記入してください。（引取運賃、荷役費、手数料、据付費等を含む。）消費税の取扱いについては国税における経理方式に合わせて、税抜経理の方以外は税込価額を取得価額とします。

⑨《耐用年数》

法人税及び所得税における法定耐用年数を記入してください。（国税庁ウェブサイトに掲載されている耐用年数表をご参照ください。）

⑩《増減事由》

該当する事由の番号を記入してください。

1 新品取得 2 中古品取得

5 移動による受入れ 6 その他

※増加用紙のため、「3（売却）、4（滅失）」は記入しないでください。

⑪《摘要》

申告もれ資産や、増加償却を行っている資産についてはその旨を、課税標準額の特例がある資産は適用条項、その他価格の決定にあたって必要な事項を記入してください。

III 減少・修正用紙の記入例

この用紙は複写用紙ではありません。2部同封してありますので、提出用のみ提出してください。
印字されている内容は、前年度の申告に基づく全資産の明細です。

令和7年1月2日から令和8年1月1までの間に減少又は修正した資産について、
減少・修正用紙に赤ボールペンで書き込んでください。

減少又は修正のないページは提出不要です。

※用紙の名称は「増加資産・全資産用」ですが、減少・修正をご記入いただく用紙となります。
この用紙への増加資産のご記入は不要です。(詳細はII増加用紙の記入例をご覧ください。)

第二十六号様式別表一(提出用)

所有者コード		種類別明細書(増加資産・全資産用)									
行 番 号	資産コード	資産の名称等	数量	取扱年月	取得価額	耐用年数	減価償却率	価額	課税標準額	課税標準額	増加枚数
			年	月	年	月	年	年	年	年	年
01 1	234	①駐車場アスファルト舗装	1	S 60 9	1,200,000	10	0.794	120,000	120,000	120,000	② 5 1-4枚
02 1	345	②フェンス工事	1	S 60 9	1,800,000	10	0.794	90,000	90,000	90,000	③ 5 1-4枚
03 1	456	看板	1	H 9 8	600,000	10	0.794	30,000	30,000	30,000	④ 5 1-4枚
04 1	567	ビニールハウス	1	H 31 4	1,850,000	10	0.794	523,679	523,679	523,679	⑤ 5 1-4枚
記 入 す る 必 要 は あ り ま せ ん	578	自走式ハーベスター	1	S 63 3	424,800	7	0.720	21,240	21,240	21,240	⑥ 5 1-4枚
06 2	789	温室用施肥灌水装置	1	H 14 11	1,470,000	7	0.720	73,500	73,500	73,500	⑦ 5 1-4枚
07 2	890	③機物製造設備	1	H 18 10	1,200,000	10	0.720	60,000	60,000	60,000	⑧ 5 1-4枚
08 5	901	高所作業車	1	H 30 5	350,000	7	0.720	41,932	41,932	41,932	⑨ 5 1-4枚
09 6	912	②プロ	3	H 5 7	230,000	6	0.681	11,500	11,500	11,500	⑩ 5 1-4枚
10 6	923	エアコン	3	R 2 7	750,000	6	0.681	135,496	135,496	135,496	⑪ 5 1-4枚
11 6	934	③牛丼台 コールドテーブル	1	R 3 5	980,000	6	0.562	135,857	135,857	135,857	⑫ 5 1-4枚
12 6	945	管理部門パソコン	2	R 5 5	420,000	4	0.781	184,347	184,347	184,347	⑬ 5 1-4枚
13 6	956	②金庫	1	R 6 8	600,000	20	0.945	567,000	567,000	567,000	⑭ 5 1-4枚
14											⑮ 5 1-4枚
15											⑯ 5 1-4枚
16											⑰ 5 1-4枚
17											⑱ 5 1-4枚
18											⑲ 5 1-4枚
19											⑳ 5 1-4枚
20											㉑ 5 1-4枚
		小計									

注意 「増加事由」の枠は、①新品取得、②中古品取得、③移動による受入れ、④その他 のいずれかに

①《資産が一部減少した場合》

一部減少した資産の「数量」や「取得価額」に二重線を引き、減少後の内容に修正してください。
また、摘要欄に事由と年月を記入してください。

②《資産が全部減少した場合》

減少した資産の「資産の名称」欄から「課税標準額」欄まで二重線を引き、消してください。
また、摘要欄に事由と年月を記入してください。
償却済資産(減価償却が終了した資産、又は耐用年数を経過した資産)であっても、事業の用に供している場合は減少させず残してください。

③《資産に修正がある場合》

変更箇所に二重線を引き、その欄内上段に修正後の内容を記入してください。
また、摘要欄に事由を記入してください。
※省令改正による耐用年数の修正がある場合は、摘要欄に「改正」と必ず記入してください。

④《枚のうち 枚目》

減少・修正用紙の減少又は修正があったページの合計枚数のうち、何枚目かを記入してください。(すでに印字されているページ数に二重線を引き、修正してください。)

※第二十六号様式別表二「種類別明細書(減少資産用)」もございます。この用紙は、資産一覧から減少・修正資産を転記していただき用紙となります。必要な方は、飯田市税務課へお問い合わせください。

(資産一覧へ直接記入していただいても差し支えございません。)

償却資産について

1 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの及び、これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものをいいます。ただし、無形減価償却資産、取得価額が少額である資産、自動車税の対象である自動車並びに軽自動車税の対象である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車などを除きます。（地方税法第341条第4号）

また、事業とは一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいい、必ずしも営利や収益を得ることを直接の目的とするものに限りません。農業や、不動産業、太陽光発電設備による売電事業も事業に該当します。

2 償却資産の種類と具体例

償却資産を資産の種類ごとに例示しますと、次のようにになります。

資産の種類		主な償却資産の例示
1	構築物 (建物附属設備を含む)	受変電設備、舗装路面、門・塀・緑化施設・フェンス等の外構工事、庭園、ビニールハウス、サイロ、果樹棚、広告塔、簡易建物、内部改装等
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等の建設機械、駐車場の機械設備、農産物の加工設備等
3	船舶	ボート、ヨット、モーターボート、遊覧船等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	道路運送車両法に規定する大型特殊自動車（分類番号が「9、90～99、900～999、90A～99Z、9A0～9Z9及び9AA～9ZZ」、建設機械に該当するものは分類番号が「0、00～09、000～099、00A～09Z、0A0～0Z9及び0AA～0ZZ」）、各種運搬具等 ※申告の際は「資産の名称等」欄にメーカー・型式名を記入してください。また、大型特殊自動車は、その自動車登録番号標の分類番号を記入してください。
6	工具、器具 及び備品	パソコン、エアコン、測定工具、治具、医療機器、看板、陳列ケース、冷蔵庫、理容及び美容機器、自動販売機、電気器具等

3 申告対象となる資産・ならない資産について

（1）申告対象となる資産

原則として減価償却費等を法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上必要な経費等に算入している資産が申告の対象となります。次の資産についても1月1日現在、事業の用に供することができる状態であれば申告対象となります。

- ・賃借人（テナント）が家屋に取り付けた内装、建築設備等（10～11ページ参照）
- ・企業の所有する社宅・寮その他の福利厚生施設などの用に供する資産

- ・貸付先で事業のために用いられている資産
- ・簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- ・赤字、配当対策などで減価償却を行っていないが、本来は減価償却ができる資産
- ・遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼動できる状態にある資産）
- ・償却済資産（減価償却が終了した資産、又は耐用年数を経過した資産）
- ・建設仮勘定において経理されている資産（賦課期日までに完成し、事業の用に供されている場合）
- ・租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等を行った資産

＜補足＞太陽光発電設備について

以下の項目に該当する太陽光発電設備は償却資産の申告対象となります。

- (イ) 法人が設置した場合
- (ロ) 個人でアパート経営や工場・店舗・農業等の事業を営む方が、その事業のために設置した場合
- (ハ) 個人の方が建物や土地に設置し、その設備を売電事業の用に供している場合（発電出力10キロワット以上の設備は、売電事業用の資産となりますので申告が必要です。）

(2) 取得価額や償却方法によって申告対象となる資産

少額の減価償却資産の取扱いについては、次のようにになります。

	取得価額	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
①	個別減価償却			申告対象	
②	中小企業特例		申告対象		
③	ファイナンス・リース資産	申告対象外		申告対象	
④	3年一括償却	申告対象外			
⑤	損金又は必要経費に算入	申告対象外			

- ① 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産でも、個別に減価償却している資産は申告対象となります。
- ② 中小企業特例を適用して損金算入した資産（租税特別措置法第28条の2、同法第67条の5）は申告対象となります。ただし、取得価額10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産です。
- ③ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース（売買扱いとするファイナンス・リース）資産で取得価額が20万円未満の資産は申告対象外です。（地方税法第341条第4号、同法施行令第49条）
- ④ 取得価額20万円未満の資産で、3年間の一括償却を選択した資産（法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項）は申告対象外です。
- ⑤ 使用可能な期間が1年未満又は取得価額10万円未満の資産で、取得に要した経費の全部を一時に損金又は必要な経費に算入した資産（法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条）は申告対象外です。

＜補足＞リース資産の申告義務者について

ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リースについて平成20年4月1日以降にリース契約を締結したものは、国税においては原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税（償却資産）においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が当該資産を申告する必要があります。

（3）申告対象とならない資産

- ・土地の造成、整地費用や家屋として評価済の建物
- ・繰延資産や無形固定資産（鉱業権、営業権、漁業権、特許権、ソフトウェア等）
- ・骨董品等、時の経過により価値の減少しない資産
- ・果樹、家畜等の生物（観賞用、興行用に供する場合は申告対象となります。）
- ・用途廃止資産（機能の劣化等により将来にわたり事業の用に供さない資産）
- ・自動車税、軽自動車税の課税対象となる資産（自動車及び軽自動車、バイク、小型特殊自動車等）

＜補足＞道路運送車両法上の小型特殊自動車について

- （イ） フォークリフトやショベル・ローダ等の特別な構造を有する自動車で、次の4つの要件を全て満たすものは、小型特殊自動車となり、償却資産の申告対象外です。
- ① 長さ4.7メートル以下
 - ② 幅1.7メートル以下
 - ③ 高さ2.8メートル以下
 - ④ 最高時速15キロメートル以下
- （ロ） 農耕作業用自動車（トラクター、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機）については、最高時速35キロメートル未満のもの（長さ、幅、高さの制限なし）は小型特殊自動車となり、償却資産の申告対象外です。

4 建築設備・特定附帯設備の取扱いについて（次ページの区分表をご参照ください。）

（1）建築設備における家屋と償却資産の区分

家屋に取り付けられた建築設備は、固定資産税の取扱い上、家屋と償却資産に区分して課税されます。以下の設備は、家屋と設備等の所有者が同じ場合でも償却資産の申告対象となります。

- （イ） 受変電設備、発電機設備、蓄電池設備
- （ロ） 特定の生産活動を行うために必要な設備（動力源、熱源、水処理、汚水処理、冷却、照明等に用いられる動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、給排気設備、エアー配管、照明設備等、及びその附属設備等）や、業務用の設備（レストラン等の厨房設備、精密工場等の空気清浄設備等）
- （ハ） 家屋と構造上一体でないもの（取り外しが容易なもの、基礎のない簡易倉庫、屋外給排水設備、屋外電気設備等）

（2）貸借人等が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産（特定附帯設備）

賃貸ビルや店舗などを借り受けて事業をされている方（テナントの方）が自らの事業を営むために取り付けた以下のような内装や建築設備のことを特定附帯設備といいます。

- （イ） 内装・造作・・・外壁、内壁、天井、床等の仕上げ及び建具、配線・配管等
- （ロ） 建築設備・・・電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等

特定附帯設備は、テナントの方が償却資産として申告してください。（地方税法第343条第10項、同法施行規則第10条の2の15、飯田市税条例第54条第7項）

(3) 家屋と償却資産の区分表

主な設備等を例示しますと、次のようになります。

(◎が償却資産の申告対象)

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント・照明器具設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	LAN設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ、録画装置等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	避雷・火災報知設備	設備一式	○			◎
給排水設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)		◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○			◎
空調設備	空調設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎
	換気設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
	換気設備	上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(ダムエレーター)等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブランケット等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎		◎

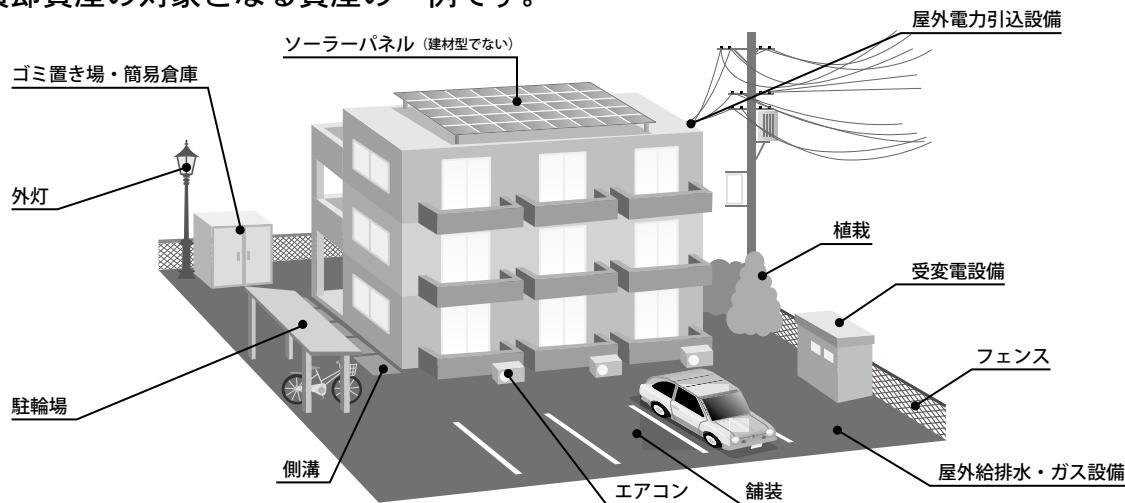
※一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

5 業種別償却資産の具体例

償却資産の申告対象となる主な資産を業種別に例示しますと、次のようになります。

業種	主な償却資産の例示
各業種共通のもの	パソコン、LAN設備、コピー機、レジスター、金庫、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、テナント内部造作、看板(広告塔、袖看板、案内板、ネオンサイン)、自動販売機、外構、駐車場舗装、外灯、簡易間仕切り、中央監視制御装置、受変電設備等
農業	ビニールハウス、灌水設備、暖房機、果樹棚、防霜ファン、高所作業車、耕運機、草刈機、柿むき機、バインダー、シーラー機等
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
印刷業	各種製版機及び印刷機、裁断機、スキヤー等
建設業	大型特殊自動車(ホイール・クレーン、ブルドーザー、パワーショベル等)、ロックゲージ、トランクショッパー、ポータブル発電器等
木工業	帶鋸、糸鋸、丸鋸器、木工スライス盤、カンナ器、研磨盤等
鉄工業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス器、剪断器、溶接機、グラインダー等
製パン・製菓業	釜、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
娯楽業	パチンコ器、パチンコ器取付台(島工事)、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボーリング場用設備、ゴルフ練習設備等
飲食店業	接待用家具、厨房設備、厨房用品、冷凍・冷蔵庫、カラオケ機器、テレビ等
小売業	陳列棚、商品陳列ケース、陳列台、冷凍・冷蔵庫、日よけ等
理容・美容業	理・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、タオル蒸器、サインポール等
医療業	各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置、ファイバースコープ、分娩台、心電計、電気血圧計、脳波測定器、CTスキャン、歯科診療ユニット等)等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス器、ボイラー、ビニール包装設備等
不動産貸付業	門・扉・緑化施設等の外構工事、駐車場等のアスファルト舗装及び機械設備、外灯、電化製品付きの賃貸住宅の場合エアコン等
駐車場事業	ターンテーブル、料金自動計算装置、舗装路面、フェンス等
ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、ジャッキ、照明設備、洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等
自動車整備業	温水器、濾過器、ボイラー、オイルバーナー、釜、ポンプ等
浴場業	太陽光パネル・架台(屋根資材になっている場合は除く)、接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット、電力量計等
太陽光発電による売電事業	太陽光パネル・架台(屋根資材になっている場合は除く)、接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット、電力量計等

償却資産の対象となる資産の一例です。



6 国税と地方税の主な違い

国税と地方税の主な違いは、次のようにになります。

項目	国税の取扱い (法人税法・所得税法)	地方税の取扱い (固定資産税)
償却計算の基準日	事業年度(決算期)	賦課期日(1月1日)
償却計算の方法	<p>○建物並びに平成28年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物以外の一般資産は、定率法・定額法の選択制。</p> <p>○定率法を選択された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年4月1日以降に取得した資産は「定率法(200%定率法)」を適用。 平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得した資産は「定率法(250%定率法)」を適用。 平成19年3月31日以前に取得した資産は「旧定率法」を適用。 	<p>原則として定率法 (国税における旧定率法で用いる減価償却率と同率)</p>
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳の制度	認められる	認められない
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められる	認められない
増加償却	認められる	認められる
評価額の最低限度	1円(備忘価格)	取得価額の100分の5
改良費の評価方法	原則区分評価、一部合算も可	改良費は区分して評価

※ 税法改正により変更される場合があります。

7 課税標準の特例及び非課税資産について

(1) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3、同法附則第15条等に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され、税負担の軽減が図られています。該当する資産を所有されている方は、償却資産申告書に加えて「固定資産にかかる課税標準の特例適用申請書」の提出が必要となります。以下は一例となりますので、所有されている資産が特例の対象となるか分からぬ場合など、ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。(税法改正により取得時期や特例割合が変更される場合があります。)

① 先端設備等導入計画に基づき新規取得した設備

対象者	・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人 ・資本金もしくは出資金を有しない法人で常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主																	
対象設備	認定を受けた先端設備等導入計画に基づき新品で取得した資産で、次の取得価額にあてはまるもの。 <table border="1"><thead><tr><th>No.</th><th>設備の種類</th><th>取得価額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>機械装置</td><td>160万円以上</td></tr><tr><td>2</td><td>工具（測定・検査工具）</td><td>30万円以上</td></tr><tr><td>3</td><td>器具備品</td><td></td></tr><tr><td>4</td><td>建物附属設備</td><td>60万円以上</td></tr></tbody></table>			No.	設備の種類	取得価額	1	機械装置	160万円以上	2	工具（測定・検査工具）	30万円以上	3	器具備品		4	建物附属設備	60万円以上
No.	設備の種類	取得価額																
1	機械装置	160万円以上																
2	工具（測定・検査工具）	30万円以上																
3	器具備品																	
4	建物附属設備	60万円以上																
取得時期	令和7年4月1日～令和9年3月31日																	
適用期間 特例割合	<table border="1"><thead><tr><th>賃上げの方針</th><th>設備の取得時期</th><th>適用期間</th><th>特例割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>1.5%以上</td><td>令和7年4月1日から令和9年3月31日</td><td>3年間</td><td>2分の1</td></tr><tr><td>3%以上</td><td>令和7年4月1日から令和9年3月31日</td><td>5年間</td><td>4分の1</td></tr></tbody></table> <p>(適用期間は、当該設備に対して新たに固定資産税が課税される年度から適用。)</p>			賃上げの方針	設備の取得時期	適用期間	特例割合	1.5%以上	令和7年4月1日から令和9年3月31日	3年間	2分の1	3%以上	令和7年4月1日から令和9年3月31日	5年間	4分の1			
賃上げの方針	設備の取得時期	適用期間	特例割合															
1.5%以上	令和7年4月1日から令和9年3月31日	3年間	2分の1															
3%以上	令和7年4月1日から令和9年3月31日	5年間	4分の1															
必要書類	<ul style="list-style-type: none">「先端設備等に係る課税標準の特例適用申請書」飯田市の発行した「先端設備等導入計画に係る認定について」の写し認定を受けた「先端設備導入計画」の写し認定経営革新等支援機関が発行した「先端設備等に係る投資計画に関する認定書」(別紙別添を含む)の写し従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し <p>【リース会社が特例を利用する場合はさらに以下の書類が必要になります】</p> <ul style="list-style-type: none">リース契約書の写し公益社団法人リース事業協会が確認した「固定資産税軽減計算書」の写し																	
根拠法令	地方税法附則第15条43項、同法施行令附則第11条第47～49項、同法施行規則附則第6条第95～97項																	

先端設備等に係る課税標準の特例については、詳細を飯田市ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。また、ウェブサイトから申請書をダウンロードすることができます。

飯田市ウェブサイト：<https://www.city.iida.lg.jp/> **先端設備等 固定資産税** で検索

② そのほかの特例について（わがまち特例等一部抜粋）

種類	取得期間	特例割合	適用期間	地方税法
家庭用保育事業の用に供する償却資産	規定なし	2分の1	期限なし	第349条の3第27項
居宅訪問型保育事業の用に供する償却資産	規定なし	2分の1	期限なし	第349条の3第28項
事業所内保育事業の用に供する償却資産	規定なし	2分の1	期限なし	第349条の3第29項
水質汚濁防止法による汚水または廃液の処理施設	令和6年4月1日から令和8年3月31日	2分の1	期限なし	附則第15条第2項第1号
下水道法による公共下水道の使用者が設置した除害施設	令和6年4月1日から令和8年3月31日	5分の4	期限なし	附則第15条第2項第5号

一定の要件を満たす太陽光発電設備や経済産業省による「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の認定を受けた風力、水力、地熱、バイオマス発電設備等についても特例規定があります。詳細は飯田市ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

（2）非課税となる償却資産（用途非課税）

地方税法第348条（第2、4、5、6、7、8項）、同法附則第14条（第1、2項）に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税非課税規定適用申告書」の提出が必要となります。

用紙のご請求、記入方法等についてお問い合わせください。

（3）固定資産税の減免

飯田市税減免要綱第3条第4項ウ、第4条第2項の要件に該当する償却資産については、所有者から申請があった場合に限り全額又は一部が免除されます。該当する資産を所有されている方は「市税減免申請書」の提出が必要となりますので、お問い合わせください。

償却資産の評価について

償却資産の評価は、取得価額を基礎に取得後の経過年数に応じた価値の減少（定率法による減価）を考慮して評価します。毎年1月1日現在の評価額を資産1つ1つ算出し、全ての資産の評価額の合計が決定価格（課税標準額）となります。税額はこの課税標準額に税率（1.4%）を乗じて算出します。以下に計算方法を例示します。

※ 実際の評価計算については、電算システムで行いますので、企業電算処理で申告される方以外は算出する必要はありません。

1 評価額の算出方法

＜令和7年中に取得した資産の場合＞

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} / 2)$$

＜令和6年以前に取得した資産の場合＞

$$\text{評価額} = \text{前年度の評価額} \times (1 - \text{減価率})$$

減価率とは、資産の価値が一年間に減価する率です。取得した翌年度は半年分の減価償却を行いますので「減価率／2」となります。

また、耐用年数に応じて資産の価値は減価していきますが、事業で利用されている限り資産の価値は残ります。国税の取扱いと異なり、評価額の最低限度は取得価額の100分の5となりますのでご注意ください。

※ 課税標準の特例等が適用されない場合は、評価額が課税標準額となります。

2 評価額の計算例

取得価額を300,000円、取得年月を令和7年5月、耐用年数を4年としたパソコンの場合

耐用年数4年、前年中の取得のものの減価残存率 … 0.781

前年前の取得のものの減価残存率 … 0.562

令和8年度 : 300,000円 × 0.781 = 234,300円

令和9年度 : 234,300円 × 0.562 = 131,676円

令和10年度 : 131,676円 × 0.562 = 74,001円

令和11年度 : 74,001円 × 0.562 = 41,588円

令和12年度 : 41,588円 × 0.562 = 23,372円

令和13年度 : 23,372円 × 0.562 = 13,135円 < 15,000円 (注)

令和14年度 : 15,000円

⋮ ⋮

(注) 令和13年度で算出される評価額が取得価額の100分の5（例の場合は15,000円）より小さくなりますので、令和13年度から評価額は15,000円に据え置かれます。

3 税額の計算方法

$$\boxed{\text{課税標準額}} \times \boxed{\text{税率} (1.4\%)} = \boxed{\text{税額} (100円未満切り捨て)}$$

※税額の計算に用いる課税標準額とは、市内に所在する各資産の評価額の合計です。ただし、特例等が適用されている資産を所有されている場合は、特例割合を反映させた額を課税標準額として合算します。

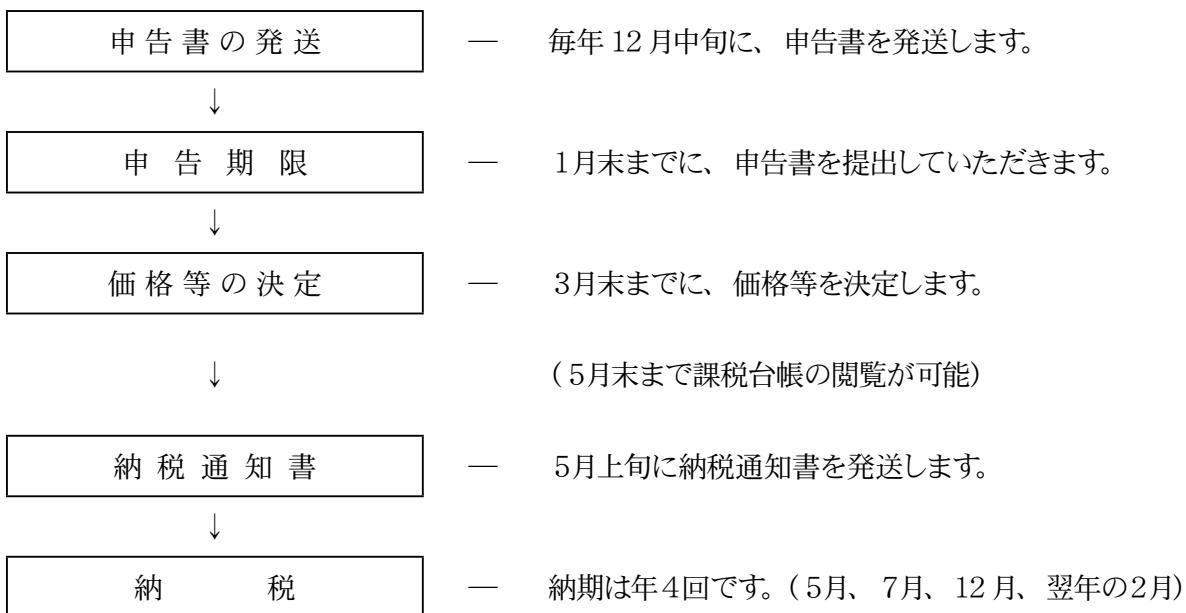
※償却資産の免税点は150万円であり、課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

＜参考＞減価残存率表

耐用年数	旧定率法による減価率	減価残存率		耐用年数	旧定率法による減価率	減価残存率		耐用年数	旧定率法による減価率	減価残存率	
		前年中取得のもの	前年前取得のもの			前年中取得のもの	前年前取得のもの			前年中取得のもの	前年前取得のもの
1				21	0.104	0.948	0.896	41	0.055	0.972	0.945
2	0.684	0.658	0.316	22	0.099	0.950	0.901	42	0.053	0.973	0.947
3	0.536	0.732	0.464	23	0.095	0.952	0.905	43	0.052	0.974	0.948
4	0.438	0.781	0.562	24	0.092	0.954	0.908	44	0.051	0.974	0.949
5	0.369	0.815	0.631	25	0.088	0.956	0.912	45	0.050	0.975	0.950
6	0.319	0.840	0.681	26	0.085	0.957	0.915	46	0.049	0.975	0.951
7	0.280	0.860	0.720	27	0.082	0.959	0.918	47	0.048	0.976	0.952
8	0.250	0.875	0.750	28	0.079	0.960	0.921	48	0.047	0.976	0.953
9	0.226	0.887	0.774	29	0.076	0.962	0.924	49	0.046	0.977	0.954
10	0.206	0.897	0.794	30	0.074	0.963	0.926	50	0.045	0.977	0.955
11	0.189	0.905	0.811	31	0.072	0.964	0.928	51	0.044	0.978	0.956
12	0.175	0.912	0.825	32	0.069	0.965	0.931	52	0.043	0.978	0.957
13	0.162	0.919	0.838	33	0.067	0.966	0.933	53	0.043	0.978	0.957
14	0.152	0.924	0.848	34	0.066	0.967	0.934	54	0.042	0.979	0.958
15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936	55	0.041	0.979	0.959
16	0.134	0.933	0.866	36	0.062	0.969	0.938	56	0.040	0.980	0.960
17	0.127	0.936	0.873	37	0.060	0.970	0.940	57	0.040	0.980	0.960
18	0.120	0.940	0.880	38	0.059	0.970	0.941	58	0.039	0.980	0.961
19	0.114	0.943	0.886	39	0.057	0.971	0.943	59	0.038	0.981	0.962
20	0.109	0.945	0.891	40	0.056	0.972	0.944	60	0.038	0.981	0.962

※各資産の耐用年数については、国税庁ウェブサイトの耐用年数表でご確認ください。

申告から納税までの流れ



※金融機関、コンビニエンスストア等での納付の他に、各種電子決済をパソコンやスマートフォンからご利用いただけます。

1 課税台帳の閲覧

償却資産の価格等は、申告及び調査に基づいて決定され、償却資産課税台帳に登録されます。償却資産課税台帳に登録された価格等は、飯田市役所において所有者、納税管理人及び代理人等、固定資産税の課税に直接関係を有する方へ閲覧に供しています。閲覧は、価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を公示した日（4月1日）から第1期の納期限日（5月31日）まで可能となります。なお、平成15年度から縦覧制度が改正され、償却資産は縦覧の対象外となりました。

2 審査の申出

償却資産課税台帳に登録された価格に不服のある方は、課税台帳に価格等を登録した旨を公示した日（4月1日）から納税通知書の交付を受けた日後3か月までの間に、文書をもって飯田市固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。

3 債却資産の調査について（お願い）

適正申告及び適正課税を目的として、地方税法の規定に基づいて償却資産の申告内容を確認するための実地調査を行っています。（地方税法第353条、同法第408条）

調査の際は、所得税の確定申告に関する書類や、法人の固定資産台帳や決算書類等の資料の提供をお願いすることができます。ご提供いただいた資料をもとに償却資産の申告内容と照合、確認を行います。調査に伴い申告漏れが見つかった場合には修正申告をお願いすることがあり、また資産の取得年月に応じて最大5年間遡ることもありますので、あらかじめご了承ください。（地方税法第17条の5）

お忙しいところ誠に恐縮ですが、職員が伺いましたら、調査にご協力くださいますようお願いします。

4 申告内容に修正があった場合

提出した申告書の内容に修正があった場合は、「修正申告書」を提出してください。修正後の申告内容に基づいて税額の計算も修正します。現年度を含め、最大5年間修正することができます。修正申告書の用紙が必要な方はお問い合わせください。なお、過年度の納付分は一括納付が原則となります。

申告書類の確認と注意事項

提出前に次の確認をお願いします。

個人の方は申告書提出時に、個人番号（マイナンバー）の確認と身元確認が必要となりますので、以下の書類の提示をお願いします。（郵送の場合は写しを同封してください。）

番号確認…個人番号カード、通知カード等のいずれか一つ

身元確認…飯田市が送付した住所・氏名が印字済みの申告書、個人番号カード、免許証、旅券（パスポート）等のいずれか一つ

- ・飯田市が送付した住所・氏名が印字済みの申告書を郵送する場合は、番号確認書類の写しのみを同封してください。
- ・電子申告（eLTAX）で申告する場合は原則として不要ですが、初めて申告される方のみ、本人確認書類等の写しをPDFファイル等で添付送信してください。
- ・事業者が法人の場合は、上記書類は不要です。

I 債却資産申告書

- 連絡先は記入されていますか？
- 個人番号（マイナンバー）又は法人番号は記入されていますか？

II 増加用紙

- 所有者コードや所有者氏名は記入されていますか？
- 異動区分、資産の種類、名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数は記入されていますか？
- 増減事由欄（1、2、5、6）は記入されていますか？

電子申告（eLTAX）のご利用や、申告データ作成の具体的な操作方法については、eLTAXヘルプデスクにお問い合わせいただくか、次のウェブサイトをご覧ください。

地方税共同機構 地方税ポータルシステム <https://www.eltax.lta.go.jp/>

問い合わせ先 eLTAXヘルプデスク：0570-081459

上記の電話番号でつながらない場合：03-5521-0019

※ 受付時間 9:00～17:00（土日祝、年末年始を除く。）

昨年度、当市に申告した資産内容を確認しながらeLTAXで申告をしたい方は、eLTAXサーバーで受信するプレ申告データを利用することができます。プレ申告データの受信を希望される方は、飯田市税務課へお問い合わせください。



〒395-8501

長野県飯田市大久保町2534番地

飯田市役所 総務部 税務課

資産税家屋係 債却資産担当 行

このラベルを切り取り、申告書送付の際の封筒に貼り付けてご利用ください。